

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗合	令和6年10月2日	伊那タクシー株式会社(法人番号3100001020612) 代表者藤澤洋二	長野県伊那市坂下 3309番地	本社営業所	長野県伊那市坂下 3309番地	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年3月12日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第2項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(運輸規則第38条第1項)、(6)無車検運行(運輸規則第45条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。